

# さくらんぼ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人さくらんぼ保育園
所 在 地	大阪市平野区加美北 7 丁目 7-10
電 話 番 号	06-6791-2007
代表者氏名	理事長 万福 潤一

## 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	さくらんぼ保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市平野区加美北 7 丁目 7-10
連 絡 先	電話番号06-6791-2007 FAX 06-6791-8035
管 理 者	園長 万福 潤一
対 象 児 童	「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 8人 1歳児 38人 2歳児 42人 3歳児 48人 4歳児 55人 5歳児 55人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 158人 満1歳以上満3歳未満の児童 80人 満1歳未満の児童 8人
開 設 年 月 日	昭和42年7月1日
事 業 所 番 号	2710051004762
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://sakuranbo-hoikuen.ed.jp/">http://sakuranbo-hoikuen.ed.jp/</a>

## 3 施設の目的・運営方針

さくらんぼ保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地		1508.03 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造4階建のうち1階～3階
	延べ面積	1373.47 m <sup>2</sup>
園庭		地上園庭 786.72 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児クラス1室
ほふく室	3室	1歳児クラス3室
保育室	10室	2歳児クラス2室、3歳児クラス2室、4歳児クラス3室、5歳児クラス3室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
児童用便所	8ヶ所	

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

##### (2) 年間行事

入園の会、保育参観、うんどう会、発表会、クリスマス会、交通安全指導、そりすべり(5歳児)、お別れ会、卒園式、

##### (3) 特別活動

リトミック…音楽を使って想像力や表現力を養い、心と体の調和を図る

コーディネーショントレーニング…体を使った遊びを通して、運動能力の向上を図る

##### (4) 定例活動

身体測定、避難訓練、誕生会、内科検診、歯科検診、

#### 6 職員の職種、員数及び職務の内容(栄養士については別掲)

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長を助け、命令を受けて園務の一部を整理、園児の保育を司る	2	2		
保育士	保育の立案・実施・記録を行う	35	25	10	
調理員	献立に従い給食・おやつを調理する	6	2	4	業務委託

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### <各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(8:30~18:00)
主任保育士	正規の勤務時間帯(8:30~18:00)で時差勤務
保育士	正規の勤務時間帯(7:00~19:00)で時差勤務
栄養士	正規の勤務時間帯(8:30~16:30)
調理員	正規の勤務時間帯(7:45~16:45)

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

### 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日は休園となります。

### 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

#### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。土曜日は18時までの保育となります。

#### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

### 9 給食の方針、食事の提供、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

#### (1) 給食の方針

- ・自園調理(調理業務は一富士フードサービスが行います。)
- ・給食は全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。天然素材のだしを使用し、化学調味料を一切使わず、できる限り国産の食材を使用して献立を作成しています。

## (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃
1歳児	9時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃
2歳児	9時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃
3歳児		12 時頃	15 時頃
4歳児		12 時頃	15 時頃
5歳児		12 時頃	15 時頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

## (3) アレルギー対応状況

アレルギーが疑われる場合、当園栄養士に相談の上、嘱託医を受診し医師の「食物アレルギーに関する生活管理指導表」を提出してください。食物アレルギーに関する生活管理指導表に基づき当園で可能なものは除去食・代替食で対応します。

食物アレルギー対応マニュアル有

## (4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

(5) 調理員及び調乳担当職員は、毎月検便を行っています。

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

\* (1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

利用者負担金等の支払い方法は、郵便局自動引き落としを利用しています。

なお、お支払が遅延した場合には、年14.6%の割合による遅延損害金を付加した額をご請求させていただきますのでご注意ください。

\* 業者が提供するサービスで保護者と直接契約を交わし、利用するサービスです。

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

### 13 利用の終了に関する事項

(1) 当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- 園児が小学校に就学したとき
- 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- 保護者から利用の終了の申し出があった場合
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき、本規定の説明を受け承諾した後、本規定に違反し是正しない場合。

(2) 利用を終了する際、就学先小学校または転園先施設へ『保育所児童保育要録』の写しを送付します。

### 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科・小児科

医療機関の名称	坂部医院
医院長名又は医師名	坂部 孝治
所在地	大阪市平野区长吉長原東 2-1-4
電話番号	06-6791-8720

#### (2) 歯科

医療機関の名称	長谷川歯科
医院長名又は医師名	長谷川 泰陽
所在地	大阪市平野区加美西 2-5-3
電話番号	06-6791-8148

### 15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先へ連絡を行い、嘱託医を受診します。又は指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 16 非常災害時の対策・防犯対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。平成19年7月24日届出
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・IP無線機 3台 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難訓練は毎月1回、消火訓練は年1回以上実施します。
救命講習	年1回、職員が受講します。
防犯設備	非常通報装置、電気錠、防犯カメラ

\*午前7時現在、大阪市域に暴風警報・特別警報が発令されているときは、臨時休園になります。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士 河原 元美、橋本 真夕 ・ご利用時間 8:30~17:30 ・電話番号 06-6791-2007 F A X 06-6791-8035 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	大阪市私立保育園連盟 相談室	電話番号 06-6761-1171 FAX 06-6761-1173

19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険	災害共済給付制度
保険の内容	死亡、傷害、後遺症	死亡、障害見舞金、食中毒
保険金額	1事故5億円、1名2億円	2800万円

20 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

	2021年度	2022年度	2023年	2024年
0歳児	13	6	9	6
1歳児	31	37	35	29
2歳児	34	36	45	40
3歳児	35	35	40	52
4歳児	47	37	37	40
5歳児	43	47	37	35

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和5年3月実施	公表(予定)
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ね良好

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨  
なし

## 23 当園におけるその他の留意事項

活動時間	開園時間(7時～19時)の内で、保育が必要な時間は就労時間や通勤時間等より、園が個別に決定します。活動時間は9時15分～15時30分です。
登園時間	9時14分までに登園してください。朝の活動が始まります。
キッズビューアプリ登録	出欠・遅刻の連絡、園からのお知らせ等はアプリ「キッズビュー」を利用します。保護者のスマートフォン等で登録して下さい。通信費は保護者負担となります。
毎朝の検温 体調の確認	お子様の体調を知るため、毎朝ご家庭で検温し、連絡帳でお知らせください。また登園前にご家庭で①機嫌の良し悪し②食欲③発熱の有無④排便の有無など、いつもと様子が異なっていないかご確認ください。
発熱がある場合	体温が概ね 37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。又、登園後、概ね 37.5℃を超えた場合、お迎えに来ていただく連絡をします。 また、解熱後 24 時間は自宅で療養して下さい。
感染症	麻疹(はしか)、水痘(水ぼうそう)、インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症に感染した場合、登園停止期間を経過してから、医師に登園に関する意見書を記入してもらって登園して下さい。また感染拡大防止の為、感染症に罹患した場合、感染症名・症状等の詳細を園へ報告して下さい。
与薬について	園で薬はお預かりしません。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

### 別表

#### 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的		金額	
給食費	2号認定を受けたこどもに係る主食代		日額 180円	
	2号認定を受けたこどもに係る副食代		日額 190円	
延長保育料	認定された保育時間を越えて保育した時の負担金	18時～19時(標準保育認定のみ)月極料金	月額 3,000円	
		18時～19時(全園児)	日割り利用(乳児)	30分/750円
			日割り利用(幼児)	30分/500円
		7時～8時30分、 16時30分～18時 (短時間認定のみ)	日割り利用(乳児)	30分/500円
日割り利用(幼児)	30分/300円			
特別活動費	4、5歳児がリトミック指導を受ける費用		月額 450円	
	4、5歳児がコーディネーショントレーニングを受ける費用		月額 600円	
遠足代	遠足の交通費、入場料等		100円～1000円	
そり滑り遠足	5歳児がそりすべりに参加する費用		約 5,200円	
卒園積立	5歳児の卒園アルバム、保育証書ホルダー、記念品等		月額 1,000円	
保険料	日本スポーツ振興センター保険の保護者負担額		年額 300円	

## 2 らくらく登園セット

保育中に使用する布団のレンタル、紙パンツとエプロンをサブスクリプション(定額利用)サービスです。セットは年齢・1日当たりの紙パンツ使用枚数に応じて決まります。業者(小山メディカル株式会社)と保護者が直接契約をして頂きます。

0歳児用セット	布団、紙パンツ、エプロン	月額 5,320円
1歳児用セット	紙パンツ・エプロン	月額 3,000円
2歳児用セット	紙パンツ(1枚/1日)・エプロン	月額 2,200円

## 3 制服・保育用品代

制服 項目	金額	用品 項目	金額	用品 項目	金額
体操服半袖	1,700円	お道具箱	759円	コットシート 130cm	2,640円
体操服長袖	2,060円	粘土ケース	330円	コットシート 100cm	2,310円
体操服半ズボン	1,700円	粘土板	484円	工作材料費	2,000円
体操服長ズボン	2,790円	粘土ヘラ	330円	お誕生カード	347円
スモック	1,940円	粘土	550円	帳面(幼児用)	100円
リュックサック	4,240円	はさみ(左利き用有)	473円	帳面(乳児用)	280円
カラー帽子 0,1歳用	1,090円	のり	220円	クリップ	10円
カラー帽子 フリーサイズ <sup>※</sup>	1,090円	パステック	836円	集金袋	100円
2~5歳児		自由画帳 36枚	390円	保護者カード	50円
カラー帽子 LLサイズ <sup>※</sup>	1,310円	自由画帳 24枚	290円	カードケース	50円
		ピアノ卓奏用唄口	495円		

納入していただく諸費用のうち集金袋により納入していただく費用につきましては、集金袋への領収印で対応しています。別途領収書の発行を希望される方はお申し出下さい。

## 4 施設整備のための寄附金

入園時に15,000円の寄附をお願いしています。